

第5 養成施設関係

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」の施行により、平成27年4月1日から、理容師養成施設等の指定（登録）及び監督に係る事務・権限が、厚生労働大臣から養成施設等の所在地を管轄する都道府県知事に移譲されました。

保健衛生分野における資格制度は、国民の健康な生活の確保に直結することから、道では、養成施設等の適切な管理・運営を図るため、養成施設等の指定等に関する事務を行うとともに、関係法令の順守状況等について定期的に実地で確認し、あわせて各養成施設に対する指導・助言等を行っています。

2 食品衛生課所管の養成施設等

食品衛生課では、理容師、美容師、製菓衛生師、食品衛生管理者及び食品衛生監視員並びに食鳥処理衛生管理者の養成施設と、食品衛生管理者及び食鳥処理衛生管理者の講習会を所管しています。

表5-2-1 食品衛生課所管養成施設数（令和4年3月31日現在）

種 別	養成施設数
理容師養成施設	6
美容師養成施設	9
製菓衛生師養成施設	7
食品衛生管理者等養成施設	11
食鳥処理衛生管理者養成施設	0